

<自転車^{じてんしゃ}を安全^{あんぜん}に運転^{うんてん}するための5つのルール>

1) 車道^{しゃどう}を通るときは左側^{ひだりがわ}を通らなければなりません。

「道路交通法^{どうろこうつうほう}」という交通ルール^{こうつう}の中で、自転車^{じてんしゃ}のことを「軽車両^{けいしやりょう}」といいます。

車の道^{くるま みち}のことを「車道^{しゃどう}」といいます。人が歩く道^{ある みち}のことを「歩道^{ほどう}」といいます。

自転車^{じてんしゃ}を運転^{うんてん}する人は、車道^{しゃどう}を通らなければなりません。



そのとき、車道^{しゃどう}の左側^{ひだりがわ}を通らなければなりません。

もし「軽車両^{けいしやりょう}は歩道^{ほどう}を通ってもいい」という看板^{かんばん}があるとき、歩道^{ほどう}を通ってもいいです。

そのとき、歩く人^{ある ひと}がいますから、車道^{しゃどう}に近いほう^{ちか}をゆっくり通^{とお}ってください。

歩^{ある}いている人がいるときに先^{ひと}に行きたいときは一回^{さき いき}止まって確認^{いっかいと}してから通^{かくにん}ります。

2) 交差点^{こうさてん}では信号^{しんごう}と一時停止^{いちじていし}を守^{まも}って、安全^{あんぜん}の確認^{かくにん}をします

「一時停止^{いちじていし}」は、「一回^{いっかいと}止まってください」という意味^{いみ}です。

信号機^{しんごうき}がある交差点^{こうさてん}では、信号^{しんごう}が青^{あお}になったら安全^{あんぜん}を確認^{かくにん}して、わたりましょう。

一時停止^{いちじていし}がある交差点^{こうさてん}では、ぜったいに一時停止^{いちじていし}をして、安全^{あんぜん}を確認^{かくにん}してわたりましょう。

3) 夜^{よる}、自転車^{じてんしゃ}を運転^{うんてん}するときはライトをつけてください

夜^{よる}、自転車^{じてんしゃ}を運転^{うんてん}するときはライトをつけなければなりません。

あなたの自転車^{じてんしゃ}のライトはつきますか？こわれていませんか？



確認^{かくにん}してください。こわれていたら、新しいもの^{あたら}をつけてください。

4) 飲酒運転(お酒を飲んで運転すること)

お酒を飲んだ時は、自転車に乗ってはいけません。



5) ヘルメットをかぶってください

自転車に乗るときは、自転車用のヘルメットをかぶります。

子どもを自転車に乗せるときはヘルメットをかぶらせてください。

子どもが自分の自転車に乗るときも、ヘルメットをかぶらせてください。

